

第8次ひたちなか市行財政改革大綱

平成28年3月

ひたちなか市行政改革推進本部

目 次

1	第8次行財政改革大綱策定の基本的な考え	1
2	行財政改革の5つの重点事項	1
3	推進期間	1
4	行財政改革の重点事項	2
	重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革	2
	重点事項2：家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革	3
	重点事項3：自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革	4
	重点事項4：市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革	5
	重点事項5：効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革	6
5	策定の体制	7
6	実施計画の策定	7
7	行財政改革大綱実施計画及び成果の公表	7
8	個別改革課題	8
	(1) 重点事項1 市民との協働によるまちづくりを推進するための改革	8
	(2) 重点事項2 家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革	15
	(3) 重点事項3 自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革	17
	(4) 重点事項4 市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革	25
	(5) 重点事項5 効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革	33
	資 料	39

1 第8次行財政改革大綱策定の基本的な考え

社会経済状況が刻々と変化し、本市を取り巻く環境も分野を問わず大きく変化しています。少子高齢化や核家族化が進行し、地域とのつながりが希薄化していることで、子育てや老後の暮らしに不安を感じている人たちが少なくない状況です。

また、行政に対するニーズも多様化・複雑化するなど、日々変化しており、迅速性、効率性、実効性を追求し、市民が満足する行政サービスの提供が求められています。そのため、現状をしっかりと把握した上で、ニーズに応えられる体制を構築する必要があります。

こうした中、本市では、人と地域のつながりづくりの場としてコミュニティ組織の運営や、地域づくりの場として大きな役割を持つコミュニティセンター等の地域運営を支援してきました。一方で、地域産業の活性化のための企業誘致に努め、また東日本大震災での被災を教訓として防災力の強化にも取り組んでいるところです。

様々な形で進める「自立と協働のまちづくり」をさらに発展させることにより、地域力を高め、本市の自治力の向上とだれもが安全に安心して暮らせる住みよいまちづくりを実現するため、「ひたちなか市第8次行財政改革大綱」を策定します。

< 基本理念 >

財政基盤の確立と更なる市民との協働の推進

— だれもが暮らしたくなるまちの実現を目指して —

2 行財政改革の5つの重点事項

行財政改革の基本理念である「財政基盤の確立と更なる市民との協働の推進」に向けて、次の5つの重点事項を掲げます。

- | |
|-------------------------------------|
| 重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革 |
| 重点事項2：家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革 |
| 重点事項3：自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革 |
| 重点事項4：市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革 |
| 重点事項5：効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革 |

3 推進期間

第8次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする3年間とします。

4 行財政改革の重点事項

重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

人口減少や少子高齢化の進行など社会環境の変化に伴い、多様化する市民ニーズや行政だけでは担いきれない複雑化する地域課題に対して、柔軟かつ適切な市政運営を行うとともに、市民との協働により活気あるまちづくりを推進します。

- (1) ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例に基づいて、市民のだれもがまちづくりに関して自主的な取組や活動を行える環境づくりに努め、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。
- (2) 「まちづくり市民会議」における会議運営を支援します。また、提案された課題等については、市民活動団体やNPO※1等と協働して課題解決にあたります。
- (3) 防災・防犯，子どもや高齢者の見守り活動，災害による避難時の助け合いなど，私たちが生活していく中で，多くの人たちの協力や支え合いが必要であるため，地域の互助的な組織である自治会への加入促進を図ります。

[主な改革課題]

- 自立と協働のまちづくりの推進
- 空き家対策の推進
- ごみ減量化事業の推進
- 河川除草の地域参画による協働事業の推進

※1 NPO (Non-Profit Organization) : 福祉の増進や文化・芸術振興，環境保全など様々な分野で，市民が自主的・自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。

重点事項２：家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革

核家族化が進むとともに、人と人、人と地域のつながりが希薄化していることから、家族や地域の絆が持つ力をもう一度見直し、老後や子育てに関する不安を感じさせない、将来に希望が持てるまちづくりを目指します。

- (1) 人と人とのつながりが薄れつつある現代社会において、まずは互いに助け合い、支え合う家族の絆を再構築するため、転入により新たに三世代の同居・近居を推進するための支援に取り組みます。
- (2) ひとり暮らしの高齢者を近隣の方々が見守るネットワークの構築や、災害時には地域で助け合う仕組みづくりを行い、地域の中で安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

[主な改革課題]

- 「家族の絆・地域の絆」でつながるまちづくりの推進
- 元気アップ事業の推進
- 小地域ネットワーク事業の推進

重点事項 3：自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革

厳しい財政状況の中、限りある財源で、高度化・多様化する行政課題に適切に対応し、将来にわたり自立した行政運営を行うためには、安定した財政基盤を確立することが重要であることから、積極的な歳入の確保と歳出の見直しに取り組みます。

- (1) 市税等の滞納整理の強化や納税環境の整備、ひたちなか地区及び周辺地域への企業誘致を促進し、財源確保に努めます。
- (2) 公共施設の老朽化に伴う維持管理の課題に対応するため、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化に努めます。あわせて、元民間施設やその跡地を活用し、公共施設の適正な配置・管理運営により行政サービスの向上に努めます。
- (3) 各種事業や補助金等の検証を行い、事業効果や公益性を考慮しつつ経費を見直して財政運営の効率化を図るとともに、補助団体の収支改善と自主運営意欲の高揚に努めます。
- (4) 土地区画整理事業は、長引く地価の低迷を原因とする保留地価格の下落等により、事業の財源確保が困難となっていることから、これまでの手法を抜本的に見直し、事業費や事業期間の縮減に努めます。

[主な改革課題]

- ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進
- 公共施設の再配置・長寿命化の推進
- 補助金等の見直し
- 那珂湊支所新庁舎の建設
- 市税収納率の向上

重点事項4：市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革

市民ニーズの高度化・多様化に迅速かつ的確に対応するため、市民の目線に立って質の高い行政サービスを提供します。

- (1) 市民生活に必要な公共交通の充実を図るため、スマイルあおぞらバスについて、利用者の目線に立ったより良いサービスの提供と、安全性を確保した運行に努めます。
- (2) 子育て家庭が抱える課題を解決するため、幼児期の教育・保育の提供、一時預かりや放課後学童クラブ運営の充実など、子どもの健全な育成環境を確保し、子育て支援の充実に努めます。
- (3) 幼稚園・保育所について、需要と供給の動向を見極めるとともに、公立・私立の役割分担を踏まえ、保護者や関係機関と連携を図りながら、本市の教育・保育の質の向上に努めます。

[主な改革課題]

- 公共交通体系の確立
- 発達障害支援事業（みんなのみらい支援室）の推進
- 子ども子育て支援の推進
- 災害時の応急給水体制の強化
- 小・中学校の規模及び配置の適正化
- 放課後学童クラブ運営の充実

重点事項 5：効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革

社会経済情勢をはじめとする市政を取り巻く状況が変化する中、効率的な行政運営を可能とする組織体制を構築するとともに、市職員に対する多様な研修機会の提供や研修内容の充実を図り、資質や能力の向上に努めます。

- (1) 高度・複雑化する市民ニーズに迅速・的確に対応できる職員を育成するため、効果的な研修を実施し、職員一人ひとりの意識改革に努めます。
- (2) 簡素で効率的な組織・機構を基本に、各種施策・事業を機能的に展開できる組織の構築に努めます。また、重要性の高い計画や、複数の部局にまたがる課題に対応するための部局横断的なプロジェクトチームの活用など、迅速かつ効率的な行政運営に取り組みます。

[主な改革課題]

- 情報セキュリティ対策の更なる強化
- 人材育成の推進
- マイナンバー制度の活用による行政手続の効率化
- 土地区画整理事業の見直し

5 策定の体制

行財政改革大綱の策定にあたっては、市長を本部長とする行政改革推進本部会議を中心として推進します。

また、市民の代表で構成された行政改革推進委員会の意見及びパブリック・コメント※2の実施により得られる幅広い市民の意見を行財政改革大綱に反映します。

6 実施計画の策定

行財政改革大綱に掲げる5つの重点事項に基づき、実施計画を策定します。なお、実施計画は、目標年度及び達成水準等を可能な限り数値化し、市民に対して効果の分かりやすい計画とします。

7 行財政改革大綱実施計画及び成果の公表

行財政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、必要に応じて実施計画の見直しを行うとともに、行財政改革大綱に掲げた事業の成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表します。

※2 パブリック・コメント：市の計画や条例等の案を事前に公表し、市民の意見を聞き、意見と意見に対する市の考え方を公表するとともに、その意見を考慮して最終案を作り上げていく一連の手続。

8 個別改革課題

(1) 重点事項1：市民との協働によるまちづくりを推進するための改革

改革課題	自立と協働のまちづくりの推進	担当課	市民活動課
現状と課題	<p>自立と協働のまちづくりを推進するため、中学校区を単位とするコミュニティ組織が主体となり、市民と市がまちづくりや地域課題等について意見交換をする場である「まちづくり市民会議」が運営されている。今後、各コミュニティ組織における取組状況等について情報交換を行いながら、市民が自由に話し合える市民会議や地域ニーズを反映した講座の企画・運営方法等を改善していく必要がある。</p> <p>また、コミュニティ組織の礎でもある各自治会については、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化等から加入率の低下や脱会者の増加が課題となっている。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域課題、まちづくりについて自由に話し合い、課題の発見から解決に向けての提案を行い、その提案について、市民と市や事業者等が適切な役割分担・協働のもと、解決に向けた企画・実施・評価を行う。 ・市民のまちづくりへの積極的な参加を促進するため、自立と協働のまちづくり基本条例やまちづくり市民会議の情報を発信する。 ・市民会議の課題、提案等について情報交換を行う場であるコミュニティ組織連絡協議会の運営を支援する。 ・市内での推進体制を確立するため、連絡会を設ける。 ・自治会加入率が低下している現状を踏まえ、この地域に住んでよかったと感じられる地域づくりや、会員一人ひとりの負担軽減策等について、自治会連合会と共に検討する。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の協働のまちづくりが成熟し、市民満足度が向上する。 		

改革課題	空き家対策の推進	担当課	市民活動課
現状と課題	<p>適正に管理されていない空き家が及ぼす地域住民の生活環境への深刻な悪影響について、市に寄せられる相談が増加している。高齢化・核家族化の進行等により、ますます空き家が増加していくことが予想されることに加え、空き家が発生する要因や、周囲に及ぼす悪影響の内容は様々であることから、総合的な空き家対策が求められている。対策を進めるにあたり、対象となる空き家の複雑な権利関係の調査や、個人の財産に対する行政の関わり方の整理等が課題となる。</p>		
取組内容	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例」に加え、平成28年度内に策定予定である「(仮称)ひたちなか市空家等対策計画」に基づき、市、市民、地域等の連携による市を挙げた対策として、適正な管理がされていない状態の解消、発生抑制、有効活用の促進に関する施策を展開していく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命や財産等の保護及び地域環境の保全が図られる。 ・子育て、高齢者サロンや集会所等のコミュニティ施設への転用による地域の活性化が期待できる。 		

改革課題	集会所の地域移管と集会所としての空き家の活用	担当課	市民活動課
現状と課題	<p>従前から市が建設、管理していた旧那珂湊市地域の集会所については、合併時において旧勝田市の例にならい、地域自治会において管理することとされた。その後、徐々に「地域のことは地域で」という住民意識が醸成されており、また、自立と協働のまちづくりのひとつの取組として、集会所の地域移管を進めている。平成27年度末には、譲渡可能な14の集会所のうち8つの集会所について地域移管が完了する見込みとなっている。なお、移管する集会所については、建設後相当の年数を経過しているものもあることから、譲渡後の自治会の負担を軽減するため、移管前に大規模な修繕を実施している。また、会員数が少ない等の理由により集会所施設を所有できない自治会もあり、課題となっている。</p>		
取組内容	<p>老朽化している集会所については、移管前の大規模修繕や移管後の修繕費用の一部補助などにより、自治会の経費負担を軽減する。</p> <p>また、集会所がない自治会については、地域住民の憩いの場として空き家の活用が図れるか地域自治会と協議・検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の市民活動の活性化が期待できる。 		

改革課題	審議会等委員の女性委員の登用	担当課	女性生活課
現状と課題	<p>男女共同参画社会の実現のためには、政策や方針決定に関わる女性の更なる参画が重要であるが、本市においては、審議会等委員は職務による充て職が多いことや専門分野における女性の人材が不足していることなどの理由により、その参画率は22.86%にとどまっており、国が掲げる目標である30%に至っていない。</p>		
取組内容	<p>市内各分野で活躍している女性の情報を関係課に提供し、女性委員の登用を働きかける。また、審議会等の構成員は充て職による選出が多く、組織の長が男性であることが多い現状から、審議会等構成員の見直しについて理解を求める。</p> <p>市民に対しては、広報紙や男女共同参画講座などを活用し、女性が様々な方針の立案及び決定に参画していくための意識醸成を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の審議会等への参画率が向上する。 ・男女双方の視点から幅広い議論を行い、施策に活かすことが期待できる。 		

改革課題	災害時の避難行動要支援者制度の充実	担当課	生活安全課
現状と課題	平成 20 年度から自治会、民生委員等の協力のもと、65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び身体障害者など、災害時に支援を必要とする人たちの安否確認や救出救護、避難誘導などを地域の方々の協力を得て支援制度を推進している。現在においては、要支援の対象者数は約 7,100 人に対し支援の希望者は約 3,400 人となっている。今後も、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることや、自治会未整備地域、自治会未加入者への対応について、自治会や民生委員等と連携し、制度の充実を図る必要がある。		
取組内容	自治会及び民生委員の協力のもと行う希望調査の結果と、一人暮らし高齢者台帳などのデータをもとに年 2 回、支援登録希望者名簿の更新を行い、災害時に備える。また、支援体制については、自治会や民生委員などの協力を得ながら、現在の個別支援のほか、班、組単位のグループ支援など地域の実情に則した支援に努める。		
効果	・要支援者の安全が確保される。		

改革課題	ひたちなか市エコオフィス計画の推進	担当課	環境保全課
現状と課題	「ひたちなか市第 2 次エコオフィス計画」に基づき、市役所が地域の一事業所・消費者として率先して環境保全に取り組むことにより、市民、事業者の環境保全の意識の高揚を図っている。温室効果ガスの削減計画の全体目標は達成しているが、個別のエネルギー削減目標で一部未達成の項目がある。		
取組内容	引き続き、電気使用量、ガソリン、コピー紙購入量の削減に取り組むこととするが、現状をさらに上回る数値設定には限界があるため、今後はハード面での取組が必要であると思われる。費用対効果を検討し、最小の投資で最大の効果が得られるよう既存施設及び設備の先行的な更新も視野に入れ、関係課と協議するとともに、国、県の補助金制度を注視し、活用を検討する。また、次期計画については、より実効性のあるものとなるよう平成 29 年度末策定に向け取り組む。		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出が削減される。 ・環境保全に関する市職員、市民、事業者の意識の高揚が図られる。 		

改革課題	ひたちなか市の環境を良くする会支援	担当課	環境保全課
現状と課題	市環境基本計画の推進母体として、市民、企業、団体、行政により構成される「ひたちなか市の環境を良くする会」の自主的な環境教育、環境保全活動を支援している。森林保全活動や環境について考える機会を設けるなど活発に活動しているが、会員数や各種イベント・分科会等への参加者数を増やすことが課題である。		
取組内容	市報や会報等で会の活動状況を市民へ周知する。また、会が環境保全活動をするにあたり、環境に関する情報の提供や共有化、地域での環境保全活動を育成するための協働事業、イベント等の企画や活動を支援する。		
効果	・環境保全に関する市職員、市民、事業者の意識の高揚が図られる。		

改革課題	ごみ減量化事業の推進	担当課	廃棄物対策課
現状と課題	市のごみ処理量は年々減少しているが、ごみ処理施設での受入状況から、分別や水切り等、今後も減量の余地があると考えられる。一方、資源回収事業や生ごみ処理容器等購入費の助成等、ごみ減量化に関する施策の利用実績は前年度と同等又は減少傾向にあることから、今後さらに、市のごみ減量化施策の周知、利用促進に取り組み、減量化を進める必要がある。		
取組内容	<p>ごみ減量化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正な分別の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみへの資源物（古紙類、プラスチック製容器等）の混入抑制 ・燃やせないごみへの資源物（空き缶、空きびん等）の混入抑制 ○燃やせるごみに含まれる水分の減量 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ含有水分の排出前の減量（水切り）の励行 ○ごみが減量されることによるメリットの周知（効果的な情報開示） ○資源回収（自治会、子ども会）事業の利用促進【協働】 <ul style="list-style-type: none"> ▼地域の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び団体における回覧物等とおした周知 ・ふれあい講座の活用 ・資源回収ステーションの選定及び配置 ▼行政の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・市報、ホームページ等の広報媒体による周知 ・ふれあい講座による啓発 ・回収方法、品目の検討（見直し） ○生ごみ処理容器等購入費補助事業の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・助成内容の検討（見直し） 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一日あたりのごみ排出量が減少する。 ・資源化率が上昇する。 ・クリーンセンター運営負担金が削減できる。 ・市のごみ減量化事業に対する市民の意識高揚が図られる。 		

改革課題	障害者就労施設等への業務の発注と物品購入の推進	担当課	障害福祉課
現状と課題	<p>障害者就労施設、在宅就労障害者及び在宅就労支援団体へ発注の機会を確保し、当該施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ることにより障害者等の自立を促進するため、行政機関においては積極的に当該施設等に発注することが求められている。</p> <p>これまで清掃業務委託や物品の購入を行っているものの、発注している部署が限られており、全庁的な取組になっていない。</p>		
取組内容	<p>庁内における発注を促進するため、発注可能品リストや製品PRなどの情報提供を行う。発注者と受注者の意見交換（購入者アンケート等）の機会を設け、ニーズに合わせた商品の開発を促す仕組みをつくる。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入を通じた障害者の自立促進が図られる。 ・障害者に対する理解が深まる。 		

改革課題	勝田駅周辺の中心市街地における商業活性化等の推進	担当課	商工振興課
現状と課題	<p>勝田駅周辺の中心市街地において、コンパクトシティ※3の考え方にに基づき、これまで勝田駅東口再開発事業や日立製作所ひたちなか総合病院の改築支援、周辺の街路、公園の整備など人口の中心部への回帰策を進めてきた。</p> <p>中心市街地の活性化をさらに進めるためには、商業活性化が必要であり、平成27年4月にひたちなか商工会議所が中心となって、ひたちなままちづくり会社が設立されたところである。今後、商店街、商工会議所、まちづくり会社と連携して、商業活性化を進めていく必要がある。</p>		
取組内容	<p>商店街、商工会議所、まちづくり会社との協働により、商業地としての魅力を高め、出店する商業者を増やすため、イベント等の開催によるにぎわいの創出や交流拠点の充実を図る。また、商工会議所等と連携し創業者の支援体制の充実やまちづくり会社が商業活性化の継続的な推進役となるよう支援する。</p> <p>勝田駅周辺地域での事業実施による経験を活かし、将来的に他の地域の中心市街地の商業活性化に活かしていく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街への来街者数の増加が期待できる。 ・商店街の空き店舗の解消が図られる。 		

※3 コンパクトシティ：中心部にさまざまな機能を集中させた都市

改革課題	海水浴場の運営支援	担当課	観光振興課
現状と課題	<p>昭和初期からの歴史を持つ本市の海水浴場については、沿岸地域住民の暮らしの中から生まれたレジャー・観光産業として昭和末期前後に全盛を迎えたが、海流の変化による海岸の浸食、JCO事故の風評被害、レジャーの多様化による海水浴離れ等により下降線をたどり、さらに、東日本大震災の（風評）被害から、入込客は激減した。</p> <p>また、地元の宿泊事業者も海水浴の個人旅行者からスポーツ合宿の団体客を対象にする営業方針に転換したことで、地域にとって海水浴場の存在意義や位置づけが開設当初と異なってきた。</p> <p>これらを背景に、今後の海水浴場のあり方を考える時期にきている。</p>		
取組内容	<p>地元観光事業者及び住民が海岸（海水浴場や景観）の価値を再認識し、主体となって地域の観光を考え、開設・運営する仕組みをつくり、観光業の発展と地域の活性化につながるよう、市が補助・支援する。</p> <p>海岸部の観光業界は、事業者の代表が高齢化しており、後継者の育成とともに活性化が必要な時期にきている。このことから、今後、地域のけん引役となる若い世代が、10年以上先を見据えた長期的な観点から地域の観光業を考え、行動できる環境をつくる必要がある。</p> <p>そのために、現事業者代表と若い世代が、地域の観光についての現状・課題・方向性・想い等について意見交換を行い、これらの考えを若い世代が整理し、地域の観光のあり方、未来像をつくり、実現に向けた取組を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場入込客数の回復と増加が期待できる。 ・観光業の発展と地域の活性化が期待できる。 		

改革課題	漁業従事者の確保・育成事業の推進	担当課	水産課
現状と課題	<p>市内には、那珂湊・磯崎の2つの漁港と漁業協同組合があり、自営の漁業従事者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいるが、昭和50年代から漁業従事者の減少や高齢化が進んでいることや、魚価の低迷や燃料の高騰などにより、漁業経営は厳しい状態である。</p> <p>また、現在の経営形態は沿岸漁業が中心で、家族経営が主であるため、家族以外の者を雇用する体制が整っていないのが現状であることから、今後は、家族経営の支援を強化するとともに、グループや法人化などの検討も必要であると考えられる。</p>		
取組内容	<p>付加価値の高いヒラメやアワビの種苗放流により、つくり育てる漁業を推進するほか加工施設を活用した水産物の加工や販路の拡大を図り、漁業経営の安定化を推進し漁業従事者の確保に努める。</p> <p>また、漁業体験の実施や「茨城県漁業就業者確保育成センター」と連携し、市と漁協で新規就業者の確保に努めるとともに、水産業を維持・発展させるため、漁業従事者等へ支援する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業従事者の確保が期待できる。 ・水産業の経営の安定化が図られる。 		

改革課題	河川除草の地域参画による協働事業の推進	担当課	河川課
現状と課題	<p>河川、一般排水路、雨水幹線などの除草作業については、環境美化への意識を高めることを目的とし、一部の自治会や土地改良区等10団体により整備がなされているが、自治会員等の高齢化に伴い作業が困難になっていることや、参加団体を増やすことが課題である。</p>		
取組内容	<p>現参加団体については、安全面を考慮し適した作業箇所を選定することで、作業に伴う危険や負担を軽減し、継続しやすい環境を確保する。</p> <p>現在、業者委託している地区については、地元対応が可能な箇所を選別し、自治会及び関係団体に個別に働きかけを行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域参画により協働事業が推進する。 ・市民の河川愛護への関心と理解が深まる。 		

(2) 重点事項2：家族と地域の絆の再構築によるまちづくりを推進するための改革

改革課題	「家族の絆・地域の絆」でつながるまちづくりの推進	担当課	市民活動課
現状と課題	<p>家族の絆の再生を図ることで、家族間における子育て及び高齢者の生活支援、さらには地域の絆の再生に資することを目的とした三世代同居等支援事業の運用を平成27年度より開始した。多世代同居の促進による様々な波及効果を期待する本事業は県内では初めての取組であり、今後は事業内容などを見直し・拡充しながら継続して実施していく必要がある。</p>		
取組内容	<p>三世代同居等支援事業を推進するため、市内で新たに三世代同居等を始める者に対して、住宅取得等に係る費用の一部の助成を引き続き行うほか、今後の事業展開としてどのような取組ができるか、新たな事業内容を全庁的な体制により検討する。</p>		
効果	<p>・家族や地域における世代間交流の活性化が期待できる。</p>		

改革課題	元気アップ事業の推進	担当課	健康推進課
現状と課題	<p>全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに暮せる元気なまちづくりを実現するため、平成16年度から市民と協働で元気アップ事業を展開している。その中核を担うのが市で育成した元気アップサポーターであり、自治会単位で「ときめき元気塾」を開催し、身近な集会所等で元気アップ体操の普及に努めている。健康づくりを目的に始まった事業であるが、参加者の意向を取り入れ自治会の特性を活かしたものになっており、介護予防や地域住民の居場所・仲間づくりの場としても役立っていることから、今後は介護予防を主眼とした「ときめき元気塾」の開催が必要である。事業開始から10年が経過し、サポーターは60歳代、参加者は70歳代が主で、サポーターの高齢化により継続が困難となっている。</p> <p>また、現在30の自治会で「ときめき元気塾」を実施しているが、サポーターの成り手不足や開催場所等の確保ができず拡大が進まない状況にある。</p>		
取組内容	<p>介護予防、居場所づくり、仲間づくりの場となっている「ときめき元気塾」の拡大を図るため、元気アップサポーターと協働で未実施の自治会へ働きかけを行うとともに、サポーターのいない自治会を優先して、サポーターを養成し人材を確保する。元気アップサポーターについては、サポーター同士の交流の場を提供し、情報交換会や研修を定期的に行い、質の向上を図る。</p> <p>また、参加者と意見交換を行い、参加して良かったと思えるような「ときめき元気塾」を運営するとともに、参加者同士の連携を図り、地域の支え合い体制を構築する。</p> <p>さらに、リハビリ専門職や茨城大学の学生、担当地区の保健師を定期的に派遣し「ときめき元気塾」が継続して開催できるよう支援するほか、元気アップ体操の効果を検証し、介護予防事業の更なる推進を図る。</p>		
効果	<p>・サポーターの確保により地域の支え合い体制が充実する。</p> <p>・住み慣れた地域での介護予防活動が充実する。</p>		

改革課題	小地域ネットワーク事業の推進	担当課	高齢福祉課
現状と課題	<p>少子高齢化と核家族化が急速に進む中, 互いに支え合う地域の仕組みづくりとして, 主に70歳以上の一人暮らしの高齢者に対して, 近所の協力員による見守り活動を推進している。</p> <p>今後の課題として, 協力員の成り手の確保, 自治会未加入者への対応, 対象者の年齢条件の見直し等がある。</p>		
取組内容	<p>ご近所の方々に協力員となってもらい, 日常的な見守りや声かけを行うことで, 地域で孤立することなく安心して生活できるような地域づくりに取り組んでおり, 引き続き協力員等へ制度に対する意見を聞きながら, 社会情勢の変化に対応した仕組みづくりを進める。事業の周知を図るため, チラシを活用した啓発活動や, 対象者の親族の方々にも本事業及び地域活動に対する理解を深めていただくとともに, 対象者の年齢条件の見直しについても検討していく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が安心し, 孤立することなく生活できる。 		

(3) 重点事項3：自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革

改革課題	ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>ひたちなか地区は、茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道など交通インフラの整備が進み、その優位性等をPRし企業誘致に努めているが、全国的に分譲中の工業団地等が多く、企業側の買い手市場であるため、いかに立地に結び付けるかが課題となっている。</p> <p>また、立地した企業において、必ずしも安定した地元の雇用創出や茨城港常陸那珂港区の利用に繋がっていない状況も見られる。</p>		
取組内容	<p>市内の既存企業との結びつきがある企業をはじめ、地元雇用が期待できる企業及び長期的に安定性のある企業、茨城港常陸那珂港区を利用する企業などを誘致することで、雇用の確保と市内への定住を促進し、また茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の増加を図り、自主財源の確保に努める。</p> <p>ひたちなか地区留保地利用計画について、マスタープランの見直し作業を早期に完了させ、目指すべきまちづくりの方針や企業誘致の方向性を決定する。それを踏まえ、茨城県等の主催する各種セミナーへの参加や、企業訪問・ポートセールスの実施を通し、ひたちなか地区の優位性や優遇制度等をPRし、常陸那珂工業団地をはじめ、ひたちなか地区の未利用地への企業誘致や茨城港常陸那珂港区の利用促進を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税，個人・法人市民税，特別トン譲与税などの税収増加が図られる。 ・雇用の確保により就業者数の増加が期待できる。 ・茨城港常陸那珂港区における取扱貨物量の増加が期待できる。 ・有名企業の立地などにより，本市のイメージが向上する。 		

改革課題	公共施設の再配置・長寿命化の推進（勝田駅周辺の中心市街地における公共施設の再配置）	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>現在、勝田駅周辺の中心市街地には老朽化し、更新の時期を迎えた公共施設が点在しており、特に生涯学習センターや青少年センター、中央図書館については、いずれも築50年前後の施設であり、バリアフリーへの対応や耐震化も行われていないため、建て替えや集約化を行うことが喫緊の課題となっている。</p> <p>また、少子化や核家族化の進行等に伴う子育てへの不安などに対応するため、子育て支援の拠点となる施設が新たに求められている。</p>		
取組内容	<p>再配置が必要な公共施設の機能と、中心市街地に新たに求められる機能とを集約することにより、相乗効果を生み出し、利用者の利便性や交流促進が見込める複合公共施設を整備していくなど、中心市街地にふさわしい有効な公共施設の再配置を実施する。また、周辺の石川運動広場や健康いきいきロード、病院などと連携した健康増進の充実を図り、さらに商店街などと連携し中心市街地の活性化を図る。</p> <p>中心市街地の良好な環境の中に立地し、空き施設となっている民間企業が所有する施設を市が取得し、改修して生涯学習センターと青少年センターの機能を集約するほか、ニーズが高まっている子育て支援の拠点となる機能を併せた複合公共施設（子育て支援・多世代交流施設）を整備する。</p> <p>また、中央図書館について、中心市街地にふさわしい有効な利活用が図られるよう、生涯学習センター及び青少年センターの跡地利用と併せて再配置の検討を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化することで、周辺施設や商店街への来客数の増加が期待できる。 ・空きビルの有効活用と良好な都市景観の維持保全が図られる。 ・多世代の交流による地域の絆が再構築され、にぎわいが創出される。 ・施設の複合化により利用者の利便性が向上する。 ・管理運営費の削減が見込まれ、施設運営の効率化が図られる。 		

改革課題	ひたちなか市民債の発行	担当課	財政課
現状と課題	<p>資金調達手法の多様化を図るとともに、市民生活に密接に関わる事業の財源に充てることによって、市民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、平成15年度から住民参加型市場公募債である「ひたちなか市民債」を発行している。</p> <p>例年募集即日完売していたが、平成26年度は募集2日目での完売となった。社会的な低金利情勢や、同時期に公募販売する金融商品との競合により、販売残が出た場合には発行コストの増加が懸念される。</p>		
取組内容	<p>現在「市内在住20歳以上の個人」となっている購入資格や購入限度額「200万円」を見直し、需要の掘り起こしや、より幅広い層からの購入を目指す。</p> <p>条件の良い金融商品となるよう、5年国債利率に上乗せした利率の設定を検討する。</p> <p>市民債の安全性、充当事業等について、より魅力を伝えられるように市報紙面のレイアウト変更等、市民へのPR方法を見直す。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達コストの削減とリスクの分散が図られる。 ・市民の市政への参加意識の高揚が図られる。 		

改革課題	補助金等の見直し	担当課	財政課
現状と課題	<p>公的団体への支援や市民活動の活性化を通し、行政目的を効果的に達成するため補助金等を交付している。</p> <p>補助金等（補助金、交付金、利子補給金など）の交付が長期化・固定化することで、自主運営意欲が薄れたり、公平性が失われてしまうおそれがあるため、既存の補助金等の見直しが必要である。一方、補助金等を廃止・縮減する場合、事業の継続が困難となる場合があることから、行政の責任範囲や経費負担のあり方、行政効果等について十分に検討する必要がある。</p>		
取組内容	<p>定期的、継続的に補助金等を見直していく必要があるため、交付期間3年を経過する案件について審査を実施し、また、3か年に1回一斉審査を実施する。</p> <p>補助金等審査委員会の場で、自治会活動・ボランティア活動・会計・学識経験者・行政の各分野から選出した委員によって、公平性と透明性を確保しながら審査する。</p> <p>補助金等の廃止、縮減に限らず、継続となったものについても、審査委員会からの意見に対し、所管課に対応策とその実践を求めていく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の公平性が保たれる。 ・補助対象団体の収支改善と自主運営意欲の高揚が図られる。 ・補助金等の見直し（廃止、縮減）により経費削減が図られる。 		

改革課題	公共施設等の維持管理費の最適化	担当課	財政課 施設担当課
現状と課題	<p>公共施設の老朽化に伴う総合的な維持管理が全国的な課題となる中、本市が保有する公共施設や道路、下水道などのインフラ施設においても、高度成長期を中心に多数整備されてきており、今後、一斉に補修や更新の時期を迎えるため、その対策が課題となっている。昨年度、今後40年間に現有規模を維持するために必要となる経費を試算した結果、将来的な人口・財政見通しを踏まえると、市民の負担が増大することから、現有規模を維持管理することは極めて困難であると考えられる。</p>		
取組内容	<p>公共施設等における本市の現状と課題、将来的な人口・財政見通しから、次の基本方針により、関係課と連携し総合的かつ計画的な管理を推進する。</p> <p>○保有量の適正化 必要なサービス水準を維持しつつ建物施設の総量を縮減する。廃止施設や未利用地の除却、売却を推進し管理コストを縮減する。</p> <p>○公共施設等の長寿命化 今後も活用する施設は適宜点検し、計画的な維持補修を徹底する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・財政負担の平準化が図られる。 ・保有量の適正化と長寿命化による維持管理費の縮減が図られる。 		

改革課題	市有財産の有効活用と売却	担当課	管財課 企画調整課
現状と課題	<p>市が所有する普通財産の土地については、平成26年度末現在、約655,000㎡あるが、具体的な利活用計画のない土地が多いのが現状であることから、有効な利活用が課題となっている。</p> <p>そのうち、土地開発公社の解散により取得した土地については、現在、一部を暫定利用している場所もあるが、恒久的な土地利用を検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬渡地内（東部第2土地区画整理事業地内） 9,034㎡ ・釈迦町地内（一部、パークアンドライドとして暫定使用） 685㎡ 		
取組内容	<p>市が所有する固定資産の適切な管理や利活用を推進するため、現在ある公有財産管理台帳のデータに資産の価額などの情報を加えた固定資産台帳を整備するとともに、処分可能な土地を調査し、将来にわたり利活用する見込みのない土地は売却する。</p> <p>また、土地開発公社の解散により取得した土地については、当初の建設計画はなくなっており、区画整理事業の見直しの進捗状況や地域住民のニーズなどを踏まえながら、利活用検討委員会において恒久的な土地利用の方針を検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・売却により自主財源が確保され、維持管理費の縮減が図られる。 ・土地の有効活用が図られる。 		

改革課題	那珂湊支所新庁舎の建設	担当課	管財課
現状と課題	<p>那珂湊支所庁舎は、老朽化に加え東日本大震災により大きな被害を受けており、また、耐震診断の結果、大規模地震により倒壊の危険性があるため建て替える必要がある。</p>		
取組内容	<p>教育委員会事務局が本庁へ移転した後使用していない那珂湊支所第二庁舎等を取り壊した跡地に、現在の支所機能に防災機能や那珂湊地区の歴史資料等を展示する機能などを加えた新庁舎を建設する。</p> <p>支所新庁舎完成後に、第一庁舎から新庁舎へ機能を移行し、その後、第一庁舎等の取り壊しを行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 支所庁舎の安全性が確保される。 支所機能と市民サービスが向上する。 		

改革課題	市税収納率の向上	担当課	収税課
現状と課題	<p>市税は、一般会計歳入予算の約 45%を占め、市政運営における貴重な財源であり、また、税負担の公平性の観点から収納対策の推進に努めている。</p> <p>引き続き厳しい財政状況の中、自立したまちづくりを展開していくためには、安定した財政基盤の確保が重要な課題である。</p> <p>【平成 26 年度実績】</p> <p>市税収納率 現年度 98.9%、過年度 26.7%</p>		
取組内容	<p>安定した財政基盤を確立するため、差押や不動産公売など滞納整理の強化及び茨城租税債権管理機構の活用などによる収納対策の徹底を図ってきたことで、市税収納率は、継続して向上しており、今後も引き続き、収納対策に取り組む。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 税収確保により財政基盤が安定する。 税負担の公平性が保たれる。 		

改革課題	公共施設の長寿命化の推進（橋梁）	担当課	道路管理課
現状と課題	<p>目視による点検結果を踏まえ、平成 25 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕するとともに、毎年 2 回、目視による点検を実施しているが、より安全性を高めるため、5 年に 1 度の近接打音による点検の実施が求められている。</p>		
取組内容	<p>重大事故につながる損傷を発見し適切な措置をとるため、平成 30 年度に近接打音検査を実施するとともに、新たな修繕計画を策定し、計画に基づき早めの修繕により橋梁の延命化を図り、架け替え等による経費を削減していく。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の安全性が確保される。 維持管理費の縮減が図られる。 		

改革課題	市営住宅使用料の徴収率の向上	担当課	住宅課
現状と課題	<p>市営住宅使用料の滞納者に対して、文書及び電話による督促、催告のほか訪問による納付指導を行っているが、一層の徴収率向上を図る必要がある。</p> <p>【平成26年度実績】</p> <p>市営住宅使用料徴収率 現年度 90.9%，過年度 6.3%</p>		
取組内容	<p>過年度分となった滞納使用料を支払うことは、入居者にとっても過大な負担となり、徴収することも困難であることから、毎月の納付管理を徹底し、滞納者に対し電話連絡による督促、納付指導を行い、初期段階での滞納解消に努める。</p> <p>3か月以上の滞納者には、債務承認及び分納誓約書に署名、捺印してもらう他、連帯保証人に滞納者に対する納付指導を要請し、計画的な納付に繋げる。</p> <p>納付指導に応じない滞納者や分納誓約の内容を履行しない滞納者に対しては、民事訴訟の提起を検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料負担の公平性が保たれる。 		

改革課題	公共施設の長寿命化の推進（市営住宅）	担当課	住宅課
現状と課題	<p>既存建物の老朽化が進む中、延命化を図るために屋上屋根防水工事や外壁塗装工事などの改修工事を進めているが、計画的な維持・管理が必要である。</p>		
取組内容	<p>建築基準法に基づく定期点検（1回/3年）の結果を基に予防保全的な計画改修工事を実施し居住性や安全性等の維持向上を図るとともに、既存建物を長期的に活用することで維持管理費を縮減する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性が確保される。 ・維持管理費の縮減が図られる。 		

改革課題	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金(分担金)徴収率の向上	担当課	下水道課
現状と課題	<p>下水道使用料の滞納者に対しては、上下水道の一括滞納整理に取り組んでいる。下水道事業受益者負担金等の滞納者に対しては、文書での督促・催告、一斉滞納整理や夜間滞納整理による訪問徴収・納付指導等の滞納整理を行っているが、より一層、徴収率の向上を図る必要がある。</p> <p>【平成26年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料徴収率 現年度 99.2%，過年度 45.4% ・下水道事業受益者負担金（分担金）徴収率 現年度 99.0%，過年度 17.5% 		
取組内容	<p>下水道使用料（井戸水のみ）の下水道使用料）及び受益者負担金等の滞納者に対しては、一斉滞納整理や夜間滞納整理等の回数を増やす等徴収強化に努める。特に、受益者負担金等の滞納者へは、督促状、催告書の送付や訪問徴収を強化するとともに、悪質なケースへは、差押を行い納入負担の公平性を確保する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料、受益者負担金収入の増加により、安定的な事業経営が図られる。 ・使用料等負担の公平性が保たれる。 		

改革課題	下水道接続率の向上	担当課	下水道課
現状と課題	<p>「水洗化訪問マニュアル」に基づき、未接続世帯の拾い出しや家庭訪問指導を実施している。下水道供用開始区域内に未接続者がいるため、投資に見合った収益が上がらず接続率の向上が課題である。</p> <p>【平成 26 年度実績】</p> <p>○単独処理区（終末処理場を市下水浄化センターとする地区） 勝田地区 96.5% ※単独処理区は勝田地区のみ</p> <p>○流域関連処理区（終末処理場を那珂久慈浄化センターとする地区） 勝田地区 99.9% 那珂湊地区 59.6%</p>		
取組内容	<p>家庭訪問により接続依頼・PRを実施するほか、接続率の低い地域への訪問強化や接続指導を行い、接続率の向上と事業収入の確保に努める。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入の確保により安定的な事業経営が図られる。 ・下水道接続率が向上する。 ・快適な生活環境が確保される。 		

改革課題	公共施設の長寿命化の推進（公園施設）	担当課	公園緑地課
現状と課題	<p>現在、市が管理している 249 の公園及びブランコなど約 4,300 の公園施設のうち、約 3 割が設置から 30 年以上経過しており、10 年後には 5 割に達する見込みである。このように、公園施設の老朽化が進む中、安全な利用を確保するため、適切な維持管理を行う必要がある。</p>		
取組内容	<p>市民が安全に公園を利用することができるよう、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持補修・更新に努める。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性が確保される。 ・維持管理費の縮減が図られる。 		

改革課題	耐震性の低い配水管の更新	担当課	水・総務課，工務課
現状と課題	<p>昭和 50 年頃に数多く布設した配水管については、法定耐用年数（40 年）を超え始めており、順次、布設替えをする必要がある。</p>		
取組内容	<p>老朽度，優先度，地盤などの諸条件を基に，財政計画を踏まえた水道事業における資産管理計画を策定する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水供給の更なる安定化が図られる。 ・財政負担の平準化が図られる。 		

改革課題	水道料金徴収率の向上	担当課	業務課
現状と課題	<p>長引く景気低迷等の影響による生活困窮者やモラル低下の滞納者が増加傾向にあるため、徴収体制を強化し、未納料金を早期に回収して水道経営基盤の安定化を図る必要がある。更なる徴収率の向上を図るためには、市外に転出した滞納者及び高額滞納者への対策の検討が必要である。</p> <p>【平成 26 年度実績】</p> <p>水道料金徴収率 現年度 98.3%，過年度 76.3%</p>		
取組内容	<p>現年滞納者を重点に、嘱託職員の訪問による催告や徴収を継続的に実施することで、年度内徴収による滞納繰越金の削減に努める。催告から停水処分までの滞納整理手順を基本として、毅然とした態度で臨む徴収体制を確保し、年間を通して継続的に滞納整理への取組を実施する。経済弱者に対しては、福祉部門との連携強化や納付相談体制の充実を図り納付能力を的確に判断するなど、機械的な対応とせず、柔軟性を持ちながら回収を進める。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上により水道事業の財政基盤の安定化が図られる。 ・料金負担の公平性が保たれる。 		

改革課題	水道施設の更新	担当課	工務課
現状と課題	<p>水道施設は耐用年数の経過による老朽化が著しく、耐震化対策が必要である。自己水、泉水、地下水の3水源を、今後も継続的かつ有効的に活用し、災害に強い施設とするため、施設の計画的な更新を進めている。</p>		
取組内容	<p>上坪浄水場を廃止し、最新の耐震基準に適合した、非常用発電設備や応急給水施設を備えた新たな浄水場を建設する。浄水処理施設は、現行の処理方式を見直して、水質の向上と維持管理の効率化を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震性が向上し、水道水供給の更なる安定化が図られる。 		

改革課題	学校施設の施設整備計画の推進	担当課	施設整備課
現状と課題	<p>市内の学校施設は、昭和 30 年代後半頃から 50 年代中頃までに建設されたものが、全体の約 70% を占めていることから、適切な整備・修繕が必要である。</p>		
取組内容	<p>建築基準法に基づく定期点検に併せて各施設の劣化状況を確認し、整備優先順位の決定や概算予算を算出する。これらのデータにより策定した施設整備計画に基づき、年次的に整備・修繕を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性が確保される。 ・整備工事費の平準化が図られる。 ・維持管理費の縮減が図られる。 		

(4) 重点事項4：市民満足度の高い行政サービスを提供するための改革

改革課題	公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>スマイルあおぞらバスは、これまでコースごとの乗車実績や利用者のニーズなどを踏まえ、路線改編及びダイヤ改正を重ねることで、運行形態を改善し、利便性の向上を図ってきた。また、鉄道（JR線・ひたちなか海浜鉄道湊線）との乗継に配慮したダイヤを設定するなど利便性の向上を図っているが、1便あたりの運行時間が長く便数が少ないことが課題である。</p>		
取組内容	<p>スマイルあおぞらバスについては、平成27年度にワゴン車を導入し、運行路線を1路線増やす路線改編を実施するとともに、既存路線の運行本数の増加及び1便あたりの時間短縮を図った。ワゴン車導入及び路線改編後における実績を検証し、既存路線との相互の利便性向上が図れるよう、他の交通不便地域におけるワゴン車導入の検討を進める。</p> <p>また、ひたちなか市第2次地域公共交通総合連携計画に基づく「市民の誰もが気軽に利用できる公共交通体系」の実現を目指し、スマイルあおぞらバス・路線バス・鉄道（JR線、ひたちなか海浜鉄道湊線）との乗継利用の促進を図り、公共交通体系を構築する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性の向上が図られ、利用者数の増加が期待できる。 		

改革課題	公共交通体系の確立（ひたちなか海浜鉄道支援）	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>湊線第2期基本計画（平成25年度～29年度）に基づき、ひたちなか海浜鉄道の支援を行ってきており、震災以降、毎年、会社発足以来最高の利用者数を記録（平成26年度利用者数939,644人 対前年度比11.8%増）している。</p> <p>引き続き安全運行の確保等を支援するとともに、阿字ヶ浦駅からひたちなか地区方面への延伸実現のための取組を進め、湊線の更なる利用促進を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>今後も経営の安定化及び安全運行の確保のため、引き続き同計画に基づき、設備投資等の支援を行うとともに、平成30年度以降については、新たに策定される（仮称）湊線第3期基本計画に基づき、ひたちなか海浜鉄道の更なる経営の安定化及び湊線の利用促進を図る。</p> <p>また、おらが湊鉄道応援団をはじめとした市民団体などと連携し、更なる湊線の利用促進を図るとともに、阿字ヶ浦駅からひたちなか地区方面への延伸について、地域住民及び関係機関等の意見を取り入れながら、延伸ルート及び駅舎や駅前広場の機能等、一体的な整備について具体的な検討を進める。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の利便性が向上する。 回遊性の向上による観光振興や交流人口の拡大による沿線地域の活性化が期待できる。 湊線の年間利用者数の増加が期待できる。 		

改革課題	旧那珂湊第二高等学校の利活用	担当課	企画調整課
現状と課題	<p>平成 24 年度に茨城県から取得した旧那珂湊第二高等学校については、耐震改修が必要な那珂湊地区の小・中学校（平成 24 年度は磯崎小，平成 25 年度～26 年度は那珂湊中）の代替校舎として活用してきた。</p> <p>平成 27 年度は那珂湊第三小学校の代替校舎として活用するため改修を行っており，平成 28 年度から平成 29 年度まで代替校舎として活用する予定である。</p> <p>このような代替校舎として活用することにより，仮設校舎を建設した場合と比較すると，1 校につき約 2 億円～4 億円，送迎用のスクールバス運行費用等約 1 億 5 千万円を差し引いても約 9.3 億円程度の経費削減が図られる。</p> <p>庁内においては，利活用検討委員会を立ち上げ，看護学校としての利活用をはじめ，若者が利用し地域の活性化が図られる利活用を模索してきたが，今後も引き続き検討を進め，早急に方向性を示す必要がある。</p>		
取組内容	<p>代替校舎として活用した後の恒久的な利活用については，地域住民や関係事業者等の意見も聴きながら，地域での利用や地域開放，若者が集まり地域の活性化に資するような利活用について，運営主体や運営方法なども含めて検討していく。</p>		
効果	<p>・那珂湊地区のにぎわいが創出され，地域の活性化が期待できる。</p>		

改革課題	行政手続の電子化と市民に役立つ情報提供の推進	担当課	情報政策課
現状と課題	<p>多様化する市民ニーズに対応するため、県及び県内市町村で共同により運用している「電子申請・届出システム」や「公共施設予約システム」を活用し、行政手続の簡素化、効率化を図っている。電子申請・届出システムについては、上下水道の利用に係る手続を追加したことで、申請件数が大幅に増加したことから、今後も利便性の高い手続を電子化し、利用範囲の見直しを行う必要がある。公共施設予約システムについても、利用者のニーズ動向を考慮し、文化施設等の予約申込を検討する。</p> <p>また「ひたちなか市公式ホームページ」により、いち早く最新の行政情報を発信している。平成28年度には、ホームページのリニューアルを予定しており、より見やすく必要な情報が見つけやすいよう、新たなホームページの構築を検討している。なお、ホームページ上のバナー広告については、広告収入を得ており、自主財源の確保に努めている。(平成26年度:520,000円の収入,1枠20,000円。)</p> <p>他の情報提供ツールとしては、緊急情報を配信する「安全・安心メール」、県と県内市町村が共同で運用している「いばらきデジタルまっぷ」などが挙げられる。これらの行政情報システムを円滑に運用し、また新たな情報発信を検討し、市民の利便性を向上させる情報システムの充実を図る。</p>		
取組内容	<p>今後も利用者ニーズの動向を検証し、利用範囲の拡大に努める。</p> <p>市公式ホームページをはじめとした情報発信システムの充実を図り、最新の行政情報を発信できるよう新たなホームページの構築を検討する。また、ホームページ上のバナー広告については、閲覧者が増えるほど広告主の認知効果が期待でき、掲載主(市)へ広告収入が得られ、双方にメリットがあることから、アクセス数を増やすため更なるホームページの充実を図る。</p>		
効果	<p>・手続の簡略化と利用範囲の拡大により、市民の利便性が向上する。</p>		

改革課題	救急医療及び地域医療体制の充実（医師確保支援事業）	担当課	健康推進課
現状と課題	<p>救急搬送や高度な検査・治療の対応について、豊富な知識及び経験を有する医師が常時診療に従事している必要があり、市外の医療機関に頼らざるを得ない場合があることから、麻酔科医など専門医7名の医師確保のため、日立製作所ひたちなか総合病院に対して財政支援を行い救急医療体制の充実を図っている。また、今後さらに高齢化が進むとともに複雑・多様化する病気に対応するため、専門医を確保し地域医療の充実を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や高度医療に必要な麻酔科医など専門医を確保するための財政支援を継続するほか、専門医が市内医療機関の医師をはじめ医療や介護従事者との連携により、超高齢化社会に対応した地域医療を推進するため、専門医増員の財政支援を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療及び地域医療体制の充実が図られる。 		

改革課題	発達障害支援事業（みんなのみらい支援室）の推進	担当課	障害福祉課
現状と課題	<p>相談窓口業務とあわせて、子どもたちの支援者に対する指導を通じ、発達障害支援の効果を広げていくため、対象児童の継続的な支援という視点から、家族や保育士・教職員が適切な取組を実施できるよう支援メニューを開発し施策を強化することにより、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりが必要である。</p>		
取組内容	<p>発達障害に対する知識と対象者個々の持つ特性について、保護者及び教職員向けの講習会を実施することで、正しく理解し、双方が同じ認識のもとに支援内容について話し合い、対象者を支援していく体制を構築する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を持つ子どもたちがスムーズな社会生活を送るための環境が整う。 ・保護者の育児不安の軽減が図られる。 		

改革課題	子ども子育て支援の推進	担当課	児童福祉課，教・総務課 学務課，指導課
現状と課題	<p>平成 26 年度に策定した「ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭が抱える課題の解決や幼児期の教育・保育の提供など、子育て支援の充実に努めている。なお、子どもの人口は減少しているものの、保育需要は高まっていることから、保育需要を的確に見込むことは困難で、平成 27 年度については、前年度より 175 名の定員増を実施し供給体制確保を図った。また、平成 29 年度末には、佐野保育所の廃園を検討しており、その影響を受ける入所児童については、民間保育所等による受入体制を確保していく。</p> <p>一方、幼稚園への入園者数は減少しており、中でも公立幼稚園においては少人数による教育上の課題が生じている。また、特別な配慮を必要とする児童の保護や災害や犯罪などの危険から子どもを守り育てる観点から、その役割とあり方を検討する必要がある。さらに、今年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことにより、これまで以上に幼児教育の質の向上が求められるとともに、教育ニーズに対する利用定員、公立幼稚園の利用者負担額について検討を行う必要がある。市内私立幼稚園の制度移行への動きを注視しながら、公私立の適切な役割による供給体制の充実に努める必要がある。</p>		
取組内容	<p>市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行う。また、中心市街地に多くの市民が集える子育て支援センターを新設し、一時預かり事業等の更なる保育サービスの充実に努める。</p> <p>本市幼児教育の質の向上を図るため、公私立の幼稚園・保育所（園）のそれぞれの役割分担を踏まえた公立幼稚園の機能を十分検討するとともに、公立幼稚園・保育所の適正配置について、保護者や関係機関との意見交換や協議を行っていく。</p> <p>また、協議結果を踏まえ、認定こども園等の整備を含め民間保育園・私立幼稚園のあり方を検討していくとともに、私立幼稚園の制度移行にも対応していく必要があることから、市における教育・保育施策を効果的に取り組む体制の検討を進めるとともに、幼児教育・保育のより一層の向上に取り組む。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境や支援を提供できる。 ・保育所待機児童が出ない受入体制が確保される。 ・規模の適正化により幼児教育の質が向上する。 		

改革課題	耕作放棄地の解消	担当課	農政課
現状と課題	<p>本市の耕作放棄地は増加傾向にあり、約 736,000 m²（平成 26 年度末現在）が耕作放棄地となっている。</p> <p>耕作放棄地を解消するには、農地の再生と集約が必要であるが、耕作条件の悪い土地は、農地としての再生が難しい。また、近年の米価格の下落などから耕作放棄地が急増することも危惧されることから、これまで以上に耕作放棄地の的確な把握が必要となる。</p>		
取組内容	<p>農地所有者の耕作放棄地の実態を把握し、認定農業者等へ情報提供を行うため、GISの導入を検討する。</p> <p>耕作放棄地の再生作業の費用として、耕作放棄の解消に繋がるよう交付額など補助内容を検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の解消が図られる。 景観や営農環境の改善が図られる。 農地の集積による認定農業者等の生産規模の拡大が図られる。 		

改革課題	災害時の応急給水体制の強化	担当課	水・総務課，業務課，工務課
現状と課題	<p>東日本大震災時の職員不足の反省を踏まえ、自主防災会との協働による応急給水体制を確立したところであるが、9 中学校区での応急給水活動や非常用給水パックの作製については、発災当初の混乱期に水道事業所職員のみでの対応は困難であり、通水開始後に発生が予想される路上漏水に対応する人員の確保も課題である。</p>		
取組内容	<p>応急給水への対応は、給水所となる市内 9 中学校の学校関係者や市職員OBなどと連携して、応急給水所を開設・運営する。また、漏水箇所の発見・対応については、水道業務に従事した事のある市職員OBの応援を得て対応する。</p> <p>市職員OBについては、「災害時給水協力隊員」として選任・委嘱し、学校関係者については、給水所となる学校に協力を要請するとともに、機器の取扱いや給水所設営の訓練を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の迅速な応急給水体制の確保と漏水発見への対応強化が図られる。 		

改革課題	小・中学校の規模及び配置の適正化	担当課	教・総務課，施設整備課 学務課，指導課
現状と課題	<p>本市の児童生徒数は，合併以降減少傾向であったが平成17年度以降増加に転じ，その後は平成20年度の14,893人をピークに減少している。</p> <p>少子化の進展に伴い児童生徒数の減少が見込まれる学校では，小規模化によって生じる学習指導面や学校生活等での様々な課題に対応するため，児童生徒にとって望ましい教育環境を整えることが急務となっている。</p>		
取組内容	<p>以下の取組により，学校規模の適正化を図り，教育環境の更なる充実を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平磯，磯崎，阿字ヶ浦地区においては，小中一貫教育を導入した統合校の新設 ・枝川小学校については，隣接小学校との統合に向けた具体的な検討 ・その他の学校については，通学区域の見直し等による適正規模，適正配置の検討 ・地域における学校の役割を踏まえ，廃止した学校施設の利活用の検討 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活の中で多様な人間関係を築くことができ，また多様な学習・指導形態が取りやすくなり，より高い教育効果が得られる。 		

改革課題	放課後学童クラブ運営の充実	担当課	青少年課
現状と課題	<p>平成27年度より対象学年を1～3学年から，1学年拡大して4年生までとしたため，利用者が前年度から200名増加して，現在1,800名の児童が登録している。希望者全員の受入れを目指しクラブ数を増やすなどの対応をしたが，6年生まで実施が求められている中，開催場所の確保や支援員の確保が難しく引き続き課題となっている。</p> <p>学童クラブでの集団生活や団体行動をすることが難しい児童が増えてきており，対応に苦慮するケースやこれに対応できる支援員の確保や個別対応の検討が必要である。</p>		
取組内容	<p>学校の空き教室や専用施設など，開催場所の確保に努める。</p> <p>支援員については，個々の質の向上を図るため，県が行う放課後児童支援員の認定資格研修に積極的に参加できるように配慮し，5年間の期間内に希望する支援員が受講できるよう県に要望をしていく。</p> <p>対応に苦慮する児童については，関係機関，相談所等との連携を図り，問題解決に努めていく。</p> <p>また，この事業の無料実施のあり方について検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所や支援員の確保，質の向上により運営体制が充実する。 		

改革課題	図書館情報管理事業の推進	担当課	中央図書館
現状と課題	昭和 61 年に現在の図書館情報管理システムを導入し運用してきたが、機能の不備により必要とする図書データや利用者情報が反映されていないなど、利用者の利便性や事務の効率性に問題が生じている。		
取組内容	現行システム以上の情報量、処理速度、読書推進機能等を有する新しい図書館情報管理システムを導入し、利用者の利便性と事務の効率化を図る。		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館業務の迅速化や高度化により利用者サービスが向上する。 ・来館者数の増加が期待できる。 		

(5) 重点事項5：効率的な行政運営と職員の人材育成を推進するための改革

改革課題	情報セキュリティ対策の更なる強化	担当課	情報政策課
現状と課題	情報セキュリティ対策としてコンピュータウイルスや情報漏えいの対策に加え、高度化・巧妙化する標的型（サイバー）攻撃への対策に取り組む必要がある。		
取組内容	物理的にインターネット利用端末から情報資産（個人情報ファイル）へのアクセスを不可能にするなど、安全なインターネット利用環境の構築に努める。 また、標的型攻撃に対して、現時点における最も有効な対策として「サンドボックス※4」の導入を検討する。		
効果	・情報システムの安全性が確保できる。		

※4 サンドボックス：外部から受け取ったファイルなどを保護された領域で実際にプログラムを動かすことで、安全なファイルか悪意あるファイルかを判断できるセキュリティモデル

改革課題	人材育成の推進	担当課	人事課
現状と課題	「ひたちなか市人材育成プラン」に基づき、階層別研修、政策課題研究研修や公的専門研修機関への職員派遣などを実施している。 市民ニーズに迅速・的確に応えられる職員を育成するとともに、組織全体の能力向上を図る必要がある。		
取組内容	階層別研修や実務研修、派遣研修など多様な研修機会を提供し、職員に必要な能力の向上を図る。また、市民との協働のまちづくりやダイアログ（対話）※5の手法を取り入れた研修による職員の意識改革に必要な研修システムを検討・構築する。		
効果	・市職員の質が向上する。		

※5 ダイアログ（対話）：ディベート（討論）とは異なり、互いに耳を傾け、意見の多様性を知り、新しい知見を得られる話し合いやコミュニケーションの手段

改革課題	人事評定制度の確立	担当課	人事課
現状と課題	<p>職員の能力育成と組織の活性化を図るとともに、公平性・納得性のある人事管理を行うため人事評定を実施している。</p> <p>人事評定制度を人材育成、任用管理、給与等の基礎として活用し、公平な人事管理を行う必要がある。また、全ての職員が、制度について同水準の認識を持っていないことも課題である。</p>		
取組内容	<p>評定者の評定能力の向上及び人事評定を通じた人材育成能力の向上を図るとともに、被評定者も目標設定・自己評価する上で必要な知識を習得するため、人事評定制度の研修を実施する。</p> <p>人事評定の結果を人材育成、任用管理、給与上の処遇に反映させるための制度改正を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、組織全体の士気の高揚及び公務能力が向上する。 		

改革課題	簡素で効率的な組織の構築	担当課	人事課
現状と課題	<p>平成 27 年 4 月 1 日現在の組織数は、9 部、7 公室所局、53 課、22 室、61 係である。</p> <p>行政課題を市民と行政の適切な役割分担のもと、迅速かつ的確に解決できる執行体制の確立と、複数の組織にまたがる業務の集約や、各部が所管する事務量の平準化に向けた組織・機構の見直しが必要である。</p>		
取組内容	<p>組織定数ヒアリングや事務事業の見直しにより、業務の量や質に応じた組織規模の適正化に加え、高度化・多様化する行政需要に即応した施策を展開できるよう効果的・効率的な組織・機構を整備する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な行政運営が実現する。 		

改革課題	マイナンバー制度の活用による行政手続の効率化	担当課	人事課
現状と課題	<p>平成 28 年 1 月 1 日より、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を目的として、マイナンバー制度が開始される。これにより、社会保障・税・災害対策の分野で番号法又は市の条例に定める事務についてマイナンバーを利用することができるようになる。</p> <p>市では、平成 27 年 9 月に「ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定し、番号法に定めのない医療福祉費の支給（マル福）に関する事務、就学援助に関する事務について独自にマイナンバーを利用することとした。</p> <p>マイナンバーを利用することで、市内のみならず、他市町村との情報連携が可能となることから、将来的には市窓口における各種申請に必要な添付書類の削減など住民の負担軽減が期待される。</p> <p>一方で、日本年金機構による個人情報漏えいの問題など、官公署の情報セキュリティに関する事故が発生したこともあり、マイナンバーについてもその管理のあり方という点において国民の不安感が高まっている。また、マイナンバーの利用範囲については、国民年金の分野における利用は見送られたものの、金融や医療等の分野への拡大が予定されていることから、今後さらに国民の興味・関心が高まるものと考えられる。</p>		
取組内容	<p>○マイナンバーの利用範囲の拡大</p> <p>現在、マル福と就学援助の 2 事務について条例に定めることにより市独自にマイナンバーを利用することとしているが、その他の事務についてもマイナンバーの活用により行政事務の効率化や市民サービスの向上を図ることができるかを精査し、必要な事務については条例を改正することでマイナンバーを利用できるようにする。</p> <p>また、平成 28 年 1 月から交付される「個人番号カード」については、記載される ICチップの空き容量を活用した独自利用が可能であるため、市が交付するカード類（印鑑登録カード、図書館貸出カード等）の統合や住民票などのコンビニ交付の導入について検討する。</p> <p>○安全管理措置の徹底</p> <p>システム上のセキュリティ対策に加えて、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いに関する職員研修を実施し、マイナンバーの目的外利用や、特定個人情報の不用意な提供など、人的なミスが発生することのないよう安全管理措置の徹底を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの活用による行政内部事務の効率化が図られる。 ・行政手続における添付書類の省略による市民の負担軽減が図られる。 		

改革課題	ホテルニュー白亜紀における事業効果の向上及び持続可能な運営	担当課	観光振興課
現状と課題	<p>東日本大震災に起因する原発事故の風評等により落ち込んだ利用者数は、震災前の水準に回復したが、経営状況は悪化している。</p> <p>平成27年度からの新たな指定管理者において、収支の立て直しを図り、経営状況を注視しながら、今後の方向性を検討する必要がある。</p>		
取組内容	<p>平成27年度からの指定管理者選定において、学生の合宿ではなく一般客をメインターゲットとする事業者を選定して経営方針の転換を図り、収支改善及び磯崎・阿字ヶ浦地区の民間の宿泊施設とは異なる客層の受け入れを実現する。</p> <p>また、観光データや特産品等についての情報提供、自治会や事業者等関係団体との連絡調整、予定している修繕の早期実施及び緊急修繕への早期対応により指定管理者の運営管理をサポートする。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加により地域活性化が期待できる。 ・運営管理のサポートにより収支改善が図られる。 		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（佐和駅東地区）	担当課	区画整理一課
現状と課題	<p>進捗率が9.7%と低く、今後多数の家屋移転が必要となることから、相当な事業費が見込まれる。しかし、保留地価格の下落と充当できる補助金や起債の財源枠が少なくなっており、事業遂行のための財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業費の縮減を目的として、平成24年度より事業の見直しに着手した。</p>		
取組内容	<p>駅前広場や幹線道路など公共性の高い施設整備を優先する先行地区とその他住宅地の後発地区に分け、現道を活かしたやわらかい区画整理等を取り入れ家屋移転戸数を減らすことにより、事業費の縮減及び事業期間の短縮を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の縮減及び事業期間の短縮が図られる。 		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（武田地区）	担当課	区画整理一課
現状と課題	<p>未整備区域においては、狭隘道路や排水不良地区が含まれている住宅密集地区であるため、多数の家屋移転が必要であるが、財源となる補助金や保留地が残り少なくなっており、事業の財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業費の縮減を目的として、平成24年度から抜本的な事業の見直し作業に着手した。</p>		
取組内容	<p>未整備区域について、現道を活かしたやわらかい区画整理等を取り入れ家屋移転戸数を減らすことにより、事業費の縮減と事業期間の短縮を図る。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の縮減及び事業期間の短縮が図られる。 		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（東部第2地区）	担当課	区画整理二課
現状と課題	<p>現計画では、多くの家屋移転や複数の調整池を整備するために相当な事業期間と事業費が見込まれるが、保留地価格の下落と充当できる補助金や起債の財源枠が少なくなっており、事業遂行のための財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業期間の短縮と事業費の縮減及びインフラの早期整備を目標として、平成24年度から抜本的な事業の見直し作業に着手した。</p>		
取組内容	<p>未整備区域について、現道を活かしたやわらかい区画整理を取り入れ家屋移転戸数を減らす。また点在する調整池を集約して整備し、効率の良い排水計画に見直すとともに、事業進捗に合わせて事業区域を分割施工することで、事業期間の短縮と事業費の縮減及びインフラの早期整備を行う。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の縮減及び事業期間の短縮が図られる。 		

改革課題	土地区画整理事業の見直し （阿字ヶ浦地区）	担当課	那珂湊地区土地区画整理 事務所
現状と課題	<p>事業の進捗率が約3割と低く、家屋移転補償に相当な事業費が見込まれており、事業費に充てる保留地価格の下落や工事費の高騰により計画通り進まず、事業の財源が確保できない状況にある。</p> <p>このため、事業費の縮減を目的として、平成24年度より抜本的な事業の見直し作業に着手した。</p> <p>また、ひたちなか海浜鉄道湊線のひたちなか地区方面への延伸計画との調整が課題となっている。</p>		
取組内容	<p>未整備区域については、現道を活かしたやわらかい区画整理により家屋移転戸数を減らすとともに、造成計画の見直しを行い、事業費の縮減と事業期間の短縮を図る。</p> <p>また、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸計画による事業への影響について検討する。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の縮減及び事業期間の短縮が図られる。 		

改革課題	土地区画整理事業の見直し（船窪地区）	担当課	那珂湊地区土地区画整理事務所
現状と課題	<p>保留地価格の下落や軟弱地盤対策・既存残土の処理問題に伴い、事業の財源の確保ができない状況にあるため、盛土造成計画など整備手法や事業計画の大幅な見直しに着手した。</p> <p>また、津波避難路として位置づけられている都市計画道路和田町常陸海浜公園線については、早期に整備する必要がある。</p>		
取組内容	<p>課題である軟弱地盤地や傾斜地を公園・緑地化するとともに、宅地造成計画を見直して事業費の縮減を図る。また、和田町常陸海浜公園線の平成31年度開通を目指し、早期に事業の見直しを行う。</p> <p>地区内にひたちなか海浜鉄道の新駅が設置可能な計画に見直す。</p>		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の縮減及び事業期間の短縮が図られる。 ・津波避難路の確保により、市民が適切な場所へ安全に避難できる。 		

資 料

○ひたちなか市行政改革推進本部設置規程

平成6年11月1日

訓令第12号

(設置)

第1条 行財政運営の効率化，革新等に係る諸問題の解決を期し，社会経済情勢の変化に即応する市政の実現を推進するため，ひたちなか市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は，市長をもって充て，副本部長は，副市長をもって充てる。

3 本部員は，教育長，水道事業管理者，市長事務部局の部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，水道事業所長，農業委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は，本部を総括する。

2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は，本部長が招集し，会議を主宰する。

2 本部の会議の進行は，総務部長が行う。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは，本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 本部に，本部員が所管する部門を単位に当該名称を付した，行革専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会には，部会長及び部員を置き，部会長には，当該部会の本部員をもって充て，部員には，課長（相当職を含む。）以上の者をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長が指名する者が，その職務を代理する。

4 部会は，本部から付託された事項及び当該部会自らが改革すべき事項について調査検討し，その結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 本部と部会の調整及び各部会の改革すべき事項を取りまとめるため，行政改革幹

事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（庶務）

第9条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

（職員の協力義務）

第10条 職員は、本部の目的が達成されるよう積極的な協力を行い、その成果を高めるよう努めるものとする。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則（平成7年訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年訓令第11号）

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則（平成10年訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年訓令第6号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年度ひたちなか市行政改革推進本部員名簿

(ひたちなか市行政改革推進本部設置規程第3条)

	役 職 名	氏 名
本部長	市長	本間源基
副本部長	副市長	永盛啓司
本部員	水道事業管理者	村上剛久
〃	教育長	木下正善
〃	企画部長	中山茂
〃	総務部長	小池洋
〃	市民生活部長	薄井悟
〃	福祉部長	黒沢武男
〃	経済部長	白土利明
〃	建設部長	雨沢明彦
〃	都市整備部長	金子利美
〃	会計管理者	関山純子
〃	水道事業所長	大内泰典
〃	議会事務局長	根本善則
〃	教育委員会事務局教育次長	根本宣好
〃	監査委員事務局長	木原靖之
〃	農業委員会事務局長	安信也

○ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱

平成7年8月4日

訓令第23号

(設置)

第1条 ひたちなか市行政改革大綱を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、ひたちなか市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 平成17年3月31日以前にひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後のひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則（平成17年訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

○ひたちなか市行政改革推進委員会委員名簿

委嘱期間 平成26年7月14日～平成28年7月13日

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
各種団体の代表	坂 井 久 彦	自治会等の代表者 (ひたちなか市自治会連合会 副会長)
	高 島 洋 平	市民活動団体の代表者 (NPO団体：未来ネットワークひたちなか・ま 理事長)
	武 田 裕 子	女性団体の代表者 (ハーモニーひたちなか 会長)
	鈴 木 誉志男	産業経済団体の代表者 (ひたちなか商工会議所 会頭)
	今 泉 良	産業経済団体の代表者 (㈱日立製作所都市開発システム社 総務部長)
	神 保 忠 正	福祉団体の代表者 (ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 会長)
	石 田 厚 子	教育団体の代表者 (ひたちなか市教育委員会 委員)
	吉 川 大 介	青年団体の代表者 (ひたちなか青年会議所 理事長)
その他市長が適 当と認める者	高 橋 節 子	一般公募
	大 出 繁	一般公募
	武 中 みどり	一般公募

